

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村の行う公園事業)</p> <p>第3条 [略]</p>          <p>(特別地域内における行為の許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(市町村の行う公園事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(特別地域の区分)</u></p> <p>第3条の2 知事は、保護のための規制に関する公園計画を決定するに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。</p> <p><u>(1) 第1種特別地域（特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 第2種特別地域（第1種特別地域及び次号に掲げる地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 第3種特別地域（特別地域のうち風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(特別地域内における行為の許可申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、前項の表の中欄に掲げる申請書には、同表の右欄に掲げる添付書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p><u>(1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質</u></p> <p><u>(2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用</u></p> <p><u>(3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置</u></p> <p><u>(4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方</u></p>

(特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2～10 [略]

法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

3 知事は、前項の規定によるほか、第1項の表の中欄に掲げる申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2～10 [略]

11 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 条例第10条第4項第5号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであって、野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないものであることその他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

18 [略]

19 [略]

20 [略]

21 [略]

22 [略]

23 [略]

24 条例第10条第4項第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、第22項第1号の規定の例によるほか、条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

25 [略]

26 [略]

27 [略]

28 [略]

(既着手行為の届出)

第4条の4 [略]

2 前項の届書には、第4条の表の左欄に掲げる行為の種類に

場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

19 条例第10条第4項第5号に掲げる行為に係る許可の基準は、第11項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであること。

20 [略]

21 [略]

22 [略]

23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 条例第10条第4項第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、第24項第1号の規定の例によるほか、条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27 [略]

28 [略]

29 [略]

30 [略]

(既着手行為の届出)

第4条の4 [略]

2 前項の届書には、第4条第1項の表の左欄に掲げる行為の

<p>従って同表の右欄に掲げる添付書類を添付しなければならない。</p> <p>(工作物の基準)</p> <p>第7条 条例第12条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる工作物につきそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)</p> <p>第8条の2 条例第10条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第12条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、<u>第4条</u>又は第6条の規定により申請書又は届書に添付しなければならない添付書類のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>種類に従って同表の右欄に掲げる添付書類を添付しなければならない。</p> <p>(工作物の基準)</p> <p>第7条 条例第12条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる工作物につきそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル</u></p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)</p> <p>第8条の2 条例第10条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第12条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、<u>第4条第1項若しくは第2項</u>又は第6条の規定により申請書又は届書に添付しなければならない添付書類のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の県立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項及び第3項並びに第4条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 平成28年5月31日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の規則第7条第10号の規定は、適用しない。